

千葉県条例第63号

千葉県立特別支援学校設置条例の一部を改正する条例

千葉県立特別支援学校設置条例（昭和39年千葉県条例第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前		改正後	
(名称等) 第2条 市立特別支援学校の名称及び位置は、次のとおりとする。		(名称等) 第2条 市立特別支援学校の名称及び位置は、次のとおりとする。	
名称	位置	名称	位置
<u>千葉県立養護学校</u>	<u>千葉県若葉区大宮町1,066番地の1</u>	<u>千葉県立特別支援学校</u>	<u>千葉県若葉区大宮町1066番地1</u>
千葉県立第二養護学校	[略]	千葉県立第二特別支援学校	[略]
[略]		[略]	

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。